

## ○国土交通省令第九十八号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十三日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

## （船舶法施行細則の一部改正）

## 第一条 船舶法施行細則（明治三十二年通信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一号書式中「㊦」及び備考 8 を削る。  
第五号書式中「㊦」及び備考 11 を削る。

第八号書式及び第九号書式中「㊦」及び備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

## （鉄道抵当法施行規則の一部改正）

## 第二条 鉄道抵当法施行規則（明治三十八年通信省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第三条第一項及び第四条中「署名捺印シ」を「氏名ヲ記載シ」に改める。

第五条中「署名捺印スベシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十条中「署名捺印シ且毎葉ノ綴目ニ契印ヲ為スコトヲ要ス」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十一条第一項中「署名捺印スヘシ」を「氏名ヲ記載スベシ」に改める。

第十二条中「記載シ抵当権者及会社ノ代表取締役又ハ代表執行役之ニ署名捺印スヘシ」を「記載スベシ」に改め、同条第二号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第十三条ノ二第一項中「署名捺印スベシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に改める。

第十八条中「署名捺印シ」を「氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十八条中「署名捺印スヘシ」を「氏名又ハ名称ヲ記載スベシ」に、同条第一号中「名称」を「氏名又ハ名称」に改める。

第二十八条の二を削る。

## （船用品検査試験規則の一部改正）

## 第三条 船用品検査試験規則（大正九年通信省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号書式、第四号書式及び第五号書式中「㊦」を削る。

## （軌道法施行規則の一部改正）

## 第四条 軌道法施行規則（大正十二年内務省令）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「連署ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改め、同条第二項中「連署ノ上」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ」に改める。

第二十六条中「連署（新設分割ノ場合ニ於テハ署名）ノ上左ノ」を「当事者ノ氏名又ハ名称ヲ記載シ次ノ」に改める。

第十二号様式中「㉔」及び注 2 を削り、注 1 を注とする。

第十四号様式及び第十六号様式中「㉔」及び備考 2 を削り、備考 1 を備考とする。

第十七号様式中「㉔」及び備考 2 を削り、備考 3 を備考 2 とする。

第十八号様式及び第十九号様式中「㉔」及び注 2 を削り、注 1 を注とする。

(測量法施行規則の一部改正)

第十一条 測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三中「㉔」及び備考 4 を削る。

別表第二中「㉔」を「㉔」に改める。

別表第四から別表第六までの様式中「㉔」を削る。

別表第七中「㉔」を削る。

別表第八中「㉔」及び「㉔」を削る。

別表第十一中「㉔」を削る。

別表第十二中「㉔」を削る。

別表第十四中「㉔」を「㉔」に改める。

(造船法施行規則の一部改正)

第十二条 造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第二号書式中「㉔」を削る。

第三号書式及び第四号書式中「㉔」を削る。

第十号書式中「㉔」を削る。

(建築士法施行規則の一部改正)

第十三条 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号書式及び第一号の二書式中「㉔」を削る。

第一号の二書式中「㉔」を削る。

第三号の二書式中「㉔」を削り、「㉔」を「㉔」に改める。

第五号書式第一面中記入注意 2 を削り、記入注意 3 を記入注意 2 とし、記入注意 4 を記入注意 3 とし、「㉔」を「㉔」に改める。

第六号書式添付書類(㉔)中記入注意 1 を削り、記入注意 2 を記入注意 1 とし、記入注意 3 を記入注意 2 とし、「㉔」を削り、同書式添付書類(㉔)「㉔」及び「㉔」を削る。

第六号の二書式中「㉔」を削る。

(建築基準法施行規則の一部改正)

第十四条 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第三項第一号及び第四項第一号、第二条の二第二項第一号、第三条第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号並びに第三条の七第一項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第六条の三第三項第一号イ中「第十一条の四第一項第五号」を「第十一条の三第三項第五号」に改める。

第十条の二第二項中「第十一条の四第一項第七号」を「第十一条の三第三項第七号」に、「第十一条の四第一項第八号」を「第十一条の三第三項第八号」に改める。

第十条の二十三第三項第一号及び第二項第一号中「記名及び押印がある」を「氏名が記載された」に改める。

第十一条の三を削り、第十一条の四を第十二条の三とし、第十一条の五を第十一条の四とする。

別記第一号様式及び別記第一号の二様式中「㉔」を削り、

※㉔を「㉔」に改める。

別記第二号様式中「㉔」を「㉔」に、「㉔」を「㉔」に改める。

別記第四号様式中「㉔」を「㉔」に、「㉔」を「㉔」に改める。

別記第八号様式（昇降機用）及び別記第八号様式（昇降機以外の建築設備用）中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第九号様式（昇降機用）及び別記第九号様式（昇降機以外の建築設備用）中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第十二号様式中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第十三号様式及び別記第十四号様式中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第十八号の二様式中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第十八号の三様式中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第二十六号様式中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第三十三号様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

※建築主事

別記第四十八号様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

※建築主事

別記第四十九号の三様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 1①を削り、注意 1②を注意 1①とし、注意 1③を注意 1②とする。

別記第三十四号様式中「申請者氏名

別記第四十九号の七様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第三十六号の二様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第五十号の五様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 2①とし、注意 2③から注意 2④までを一ずつ繰り上げる。

別記第五十号の八様式中「印」及び注意 2を削り、注意 3を注意 2とし、注意 4を注意 3とし、注意 5を注意 4とする。

別記第三十六号の三様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第三十六号の四様式中「申請者氏名

別記第五十号の九様式中「印」及び注意 2を削り、注意 3を注意 2とする。

注意 2①とし、注意 2③から注意 2④までを一ずつ繰り上げる。

別記第五十号の十一様式及び別記第五十号の十四様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第三十六号の五様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第三十六号の六様式中「申請者氏名

別記第五十号の十二様式、別記第六十五号様式及び別記第六十五号の二様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 2①とし、注意 2③から注意 2④までを一ずつ繰り上げる。

別記第六十号の二様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第三十六号の七様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第三十六号の八様式中「申請者氏名

別記第六十号の四様式から別記第六十号の十一様式までの様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 2①とし、注意 2③を注意 2②とし、注意 2④を注意 2③とする。

別記第六十号の二様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第三十六号の九様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第三十六号の十様式中「申請者氏名

別記第六十号の三様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 2①とし、注意 2③から注意 2④までを一ずつ繰り上げる。

別記第六十七号の三様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第三十六号の十一様式及び別記第三十七号様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

別記第六十七号の四様式中「第十一号の四」を「第十一号の三」に改める。

印」を「申請者氏名

注意 2①とし、注意 2③を注意 2②とする。

別記第六十七号の五様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第四十一号様式中「印」を「氏名

別記第六十七号の六様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 1とする。

別記第六十七号の七様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第四十三号様式及び別記第四十四号様式中「申請者氏名

別記第六十七号の八様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

注意 2⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第六十七号の九様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

別記第四十七号様式中「申請者氏名

別記第六十七号の十様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

「に」改め、注意 2①を削り、注意 2②を注意 2①とし、注意 2③から注意 2⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記第六十七号の十一様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

「に」改め、注意 2①を削り、注意 2②を注意 2①とする。

別記第六十七号の十二様式中「申請者氏名

印」を「申請者氏名

第十五条 海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、備考を削る。

第二号様式中「印」及び備考を削る。

第三号様式中「氏 名 印」を「氏 名」に改め、備考を削る。

第四号様式中「印」及び備考を削る。

(貨物利用運送事業法施行規則の一部改正)  
第九十二条 貨物利用運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。  
第二十七条第一項中「記載し、かつ、連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正)

第九十三条 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第十七条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署した」を「記載した」に改める。  
第十八条第一項中「記載し、かつ、当事者が連署(新設分割の場合にあつては、署名)した」を「記載した」に改める。

(船舶安全法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
第九十四条 船舶安全法施行規則の一部を改正する省令(平成三年運輸省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。  
(地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部改正)

第九十五条 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令(平成四年建設省令第十号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。  
(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九十六条 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成五年建設省令第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考2を削り、備考1を備考とする。  
(被災市街地復興特別措置法施行規則の一部改正)

第九十七条 被災市街地復興特別措置法施行規則(平成七年建設省令第二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「五」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。  
別記様式第二中「四」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

別記様式第三中「四」を削り、

備考  
1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。  
2 「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。  
3 「換地処分後の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合と異なる割合を定め

それぞれその法人のすること。  
載を自署で行う場合と異なる割合を定め

を  
備考  
1 申出人が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれ主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。  
2 「地積」欄の最下段に地積の合計を記載すること。  
3 「換地処分後の共用持分」欄は、従前の宅地の価額の割合と異なる割合を希望する場合にのみ記載すること。

その法人の  
に改める。  
る語句を記

(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第九十八条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中 「報告者の氏名又は名称  
及び法人にあつては、  
その代表者の氏名  
印」

を「係員氏名」に改め、注意2を削り、注意1を注意とする。  
第五号様式第一面中 「申請者の氏名又は名称  
印」を「申請者の氏名又は名称  
印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第十二号様式第一面及び第十三号様式第一面中 「申請者の氏名又は名称  
及び法人にあつては、  
その代表者の氏名  
印」

又は名称  
つては、  
氏名  
「係員氏名」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第十七号様式第一面中 「申請者(管理者等)の氏名又は名称  
及び法人にあつては、  
その代表者の氏名  
印」を「申請者(管理者等)の氏名又は名称  
及び法人にあつては、  
その代表者の氏名  
印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

第二十一号様式第一面中 「報告者の氏名又は名称  
及び法人にあつては、  
その代表者の氏名  
印」

印」を「係員氏名」に改め、注意を削る。

(航空法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第九十九条 航空法施行規則の一部を改正する省令(平成九年運輸省令第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「四」及び備考3を削る。  
(航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令)

第一百条 航空法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令(平成九年運輸省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「四」及び注を削る。  
第三号様式中「四」及び注2を削り、注1を注とする。  
第四号様式中「四」及び注を削る。

〔特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部改正〕

第二百二十七条 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**印**」を「**㊦**」に改め、備考5の1中「**方**記を押し、又は署名する」を「**方**記を押し、又は署名する」に改め、同2中「**方**、**そ**」を「**の**」に「**方**記を押し、又は署名する」を「**の**」に改め、備考5の2に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二百二十八条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三号様式第一面中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、備考1を備考2とする。

第五号の二様式中「**印**」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

第五号の三様式中「**印**」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

第五号の四様式第一面中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、備考1を備考2とする。

（海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正）

第二百二十九条 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**印**」及び備考5を削る。

（広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則の一部改正）

第三百十号 広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「**印**」を削り、

注1 不要の部分は消してください。  
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し  
3 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することがで  
4 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

てください。

を  
注1 不要の部分は消してください。  
2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載し  
3 変更認定申請の場合は、変更に係る事項のみを記載してください。

に改める。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第三百三十一条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式まで、第三号の四様式から第六号様式まで、第七号様式から第九号様式まで及び第九号の四様式から第十二号様式までの様式中「**印**」を削る。

第二十二号様式中「**印**」を削り、「**方**記を押し、又は署名する」に改め、備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とする。

（海上運送法第三十五条の規定に基づき日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令の一部改正）

第二百三十二条 海上運送法第三十五条の規定に基づき日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成二十年国土交通省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第三号様式及び第四号様式中「**印**」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

（国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則の一部改正）

第二百三十三条 国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、「**印**」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4から備考6までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「**印**」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

（長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二百三十四条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式第一面中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、備考1を備考2とする。

第三号様式中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、備考1を備考2とする。

第五号様式第一面中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、備考1を備考2とする。

第六号様式中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、備考1を備考2とする。

（排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則の一部改正）

第二百三十五条 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律施行規則（平成二十二年国土交通省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**印**」及び備考1を削り、備考2を備考2とする。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第二百三十六号 津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「**印**」及び備考2を削り、備考3を備考2とし、備考四から備考六までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第二中「**印**」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

別記様式第三中「**申請者の氏名又は名称**」を「**申請者の氏名又は名称**」に改め、注意2①を削り、注意2②を注意2①とし、注意2③から注意2⑤までを一ずつ繰り上げる。

別記様式第七中「**印**」及び備考2を削り、備考1を備考2とする。

別記様式第九及び別記様式第十中「**印**」を「**方**」に改め、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、備考5を備考4とする。

(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則)

**第百四十五条** 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「**三**」及び備考2を削り、備考3を備考2とする。

別記様式第三号中「**三**」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

(国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正)

**第百四十六条** 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**三**」を「**四**」に改める。

第二号様式、第四号様式及び第六号様式中「**三**」を削る。

第七号様式中「**三**」を「**四**」に改める。

第八号様式中「**三**」を「**四**」に改める。

第十二号様式中「**三**」を「**四**」に改める。

第十三号様式及び第十四号様式中「**三**」を削る。

第十五号様式中「**三**」を「**四**」に改める。

第十六号様式中「**三**」を「**四**」に改める。

(国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正)

**第百四十七条** 国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**四**」及び注2を削り、注1を注とする。

第三号様式中「**四**」及び注3を削る。

第七号様式中「**三**」及び注3を削る。

第八号様式中「**三**」及び注2を削り、注1を注とする。

第九号様式、第十号様式及び第十二号様式中「**四**」及び注2を削り、注1を注とする。

第十三号様式中「**四**」及び注4を削る。

第十五号様式中「**四**」及び注3を削る。

第十六号様式から第十八号様式までの様式及び第二十一号様式中「**四**」及び注2を削り、注1を注とする。

(国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部改正)

**第百四十八条** 国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二号様式中「**三**」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

(国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則の一部改正)

**第百四十九条** 国土交通省関係平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（令和元年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「**三**」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考10までを二つ繰り上げる。

別記様式第二号中「**三**」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを二つ繰り上げる。

(自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正)

**第百五十条** 自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和二年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「**四**」及び備考(2)を削り、備考(1)を備考とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省告示第千五百六十六号

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第九（八号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二十一号）第八十二条の二第一項及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実施地に確認する必要がある場合及びその費用を定める外の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十二日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

確認審査等に関する指針及び申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実施地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件の一部を改正する省令

（確認審査等に関する指針の一部改正）

確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の二部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                                                                                                                          | 改正前                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六十条第四項及び法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七條第一項、法第八十七條の四並びに法第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第一項（法第八十七條第一項、法第</p> | <p>第一 確認審査に関する指針</p> <p>建築基準法（以下「法」という。）第六十条第四項及び法第十八条第二項（これらの規定を法第八十七條第一項、法第八十七條の四並びに法第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する審査並びに法第六条の二第二項（法第八十七條第一項、法第</p> |

八十二条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 一の二（略）

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

四 六（略）

3・4（略）

- 5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
  - 一 一の二（略）

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第六条の二第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 一の二（略）

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名が記載されていることを確かめること。

3（略）

八十二条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。以下同じ。の規定による確認のための審査（以下「確認審査」という。）は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは法第六条の二第一項の規定による確認の申請書の提出又は法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 一の二（略）

三 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名及び押印があることを確かめること。

四 六（略）

3・4（略）

- 5 前三項の規定によるほか、確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。
  - 一 一の二（略）

三 前三項の審査において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第七項、法第六条の二第四項又は法第十八条第十四項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面であつて求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面であつて求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

四（略）

第二 構造計算適合性判定に関する指針

構造計算適合性判定は、次の各項に定めるところにより行うものとする。

- 2 法第六条の二第一項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定の申請書の提出又は法第十八条第四項（法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による通知を受けたときの審査は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 一の二（略）

四 申請書又は通知書の正本に添えられた図書に当該図書の設計者の氏名及び押印があることを確かめること。

3（略）

4 前1項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公にかつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一・四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第八条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）に規定するに「埋入」があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を求め、又は電磁的方法により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求め、又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ及びロに定める書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2 (申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件)の一部改正  
申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千六百六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一條の二の二第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表の欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表の欄に掲げる場合及び同表の欄に掲げる費用とする。

| (イ)                                                   | (ロ)                                     | (ハ)                                                                     |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                   | (略)                                     | (略)                                                                     |
| 重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品、品質検査を除く。）及び品質管理の実地確認 | 指定建築材料について認定を受けた場合（次に該当する場合を除く。）<br>(略) | 四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から算出した額を乗じた額を加算した額） |

4 前1項の規定によるほか、構造計算適合性判定の公にかつ適確な実施を確保するため、次の各号に定める措置を行うものとする。

一・四 (略)

五 前二項の審査において、申請又は通知に係る建築物の計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない場合であつて、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第八条の三第六項又は法第十八条第九項（これらの規定を法第十八条の二第四項の規定により読み替へて適用する場合を含む。）に規定するに「埋入」があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ 申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を求め、又は電磁的方法により求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前二項の規定による審査を行うこと。

ロ 申請書等の記載事項に不明確な点がある場合、申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を求め、又は電磁的方法により求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を施行規則第三条の七第一項第一号ロ及びロに定める書類の一部として前二項の規定による審査を行うこと。

六・七 (略)

2 (申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件)の一部改正  
申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を实地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件（平成二十七年国土交通省告示第千六百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正前

第一 建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一條の二の二第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表の欄に掲げる審査に当たつて行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表の欄に掲げる場合及び同表の欄に掲げる費用とする。

| (イ)                                                   | (ロ)                                     | (ハ)                                                                     |
|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| (略)                                                   | (略)                                     | (略)                                                                     |
| 重点確認対象者以外の者の申請に係る工場等における製造、検査（製品、品質検査を除く。）及び品質管理の実地確認 | 指定建築材料について認定を受けた場合（次に該当する場合を除く。）<br>(略) | 四十七万円（製造の主要な工程が二以上の工場等において行われる場合にあっては、四十七万円に当該工場等の件数から算出した額を乗じた額を加算した額） |

この告示は、令和三年一月一日から施行する。

附 則

|   |     |               |                                                                                                                                                                                  |
|---|-----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | (略) | 四 (三)・<br>(略) |                                                                                                                                                                                  |
|   |     |               | (これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の片に供されるものをいう。)を含む。)によつて、平成十一年建設省告示第千四百四十六号第三項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合<br>イ・ロ (略) |
| 2 | (略) | 四 (三)・<br>(略) |                                                                                                                                                                                  |
|   |     |               | よつて、平成十一年建設省告示第千四百四十六号第三項第二号から第六号までに規定する基準に適合することが確かめられた場合<br>イ・ロ (略)                                                                                                            |